

## 1 目的

八潮市では、現在新庁舎を建設中であり、「市民の利便性が高く、共生・協働の場となる庁舎」「八潮らしさを感じられる庁舎」を目指し、2階市民活動スペースに面し「新庁舎キッズスペース」（以下、「キッズスペース」という。）を設置する。

キッズスペースは、子育て中の市民の皆様がお子様連れでも安心して手続きなどのために来庁できるように、また、気軽に立ち寄り、集い、語り、くつろげ、のびのびと遊べる場所を提供する屋内スペースとして整備予定である。本キッズスペースを整備するにあたり、民間事業者の専門性や創意工夫により、魅力的で安全・安心な遊具等の設置を行うため、設置遊具の提案及び調達等について委託するものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

八潮市新庁舎キッズスペース遊具等提案及び設置業務委託

### (2) 業務内容

#### ①遊具等提案業務

新庁舎市民活動スペースに相応しい遊具やその他備品の選定、提案及び遊具等の配置に関するレイアウトの作成

#### ②遊具調達、設置業務

ア 遊具等の調達（製造を含む。）

イ 遊具等の搬入及び設置（安全対策を含む。）

### (3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月19日（金）まで。

※新庁舎の開庁日は、令和6年1月4日（木）を予定している。

※搬入・設置については、令和5年11月から12月までの間を予定している。

なお、令和5年11月26日（日）に開催予定の竣工式典時にお披露目を想定している。

（可能な限りの対応であり、必須ではない。）

### (4) 履行場所

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

八潮市新庁舎2階キッズスペース

## 3 遊び場及び遊具の仕様

### (1) キッズスペースについて

①面積：室面積約70㎡

②利用対象者は、0歳から6歳の就学前の児童及びその保護者とする。

③開庁時（平日8時30分～17時15分）は主に手続きに来た親子の待ち時間での利用を想定し、閉庁時（平日夕方、土日休日）は市民貸出しを想定している。

④イベント時などは、西側の窓を開放し、市民活動スペース（屋外）と一体的な利用が可能である。

⑤監督員などは配置しないフリーな遊び場とする。

- ⑥可動式のベビーベッド、下足入れは、発注者で設置する。
- ⑦ガラス面以外の壁面へのサインやグラフィックの設置は可能である。
- (2) 静のエリアの設置について
  - ①おもちゃやままごと、絵本などでゆっくりと遊べるエリアを設置すること。
  - ②創造力や工夫する力を育み、発達・発育に効果的な遊具を配置すること。
  - ③ローテーブルを用意すること。ローテーブルは遊びに使うほか、保護者と職員が相談や書類の記入ができる兼用のものとする。
- (3) 動のエリアの設置について
  - ①楽しく体遊びができるエリアを設置すること。
  - ②独創性があり、多様な遊びの提供ができる遊具や子どもが全身を使って遊べ、体力づくりやバランス感覚の養成ができるよう配置すること。
- (4) 各エリアの共通事項
  - ①市民への貸出しなど柔軟な利用を予定していることから、利用者の年齢や曜日に合わせて入れ替えながら利用できる遊具を用意すること。
  - ②利用児童の発達・発育にふさわしい遊具を配置すること。
  - ③遊具を使用し、親子の触れ合いや他の利用者との交流ができるよう考慮すること。
  - ④保護者が子どもを見守りやすいよう、遊具の配置を考慮すること。
  - ⑤利用する保護者が、室内を参考に観察できるよう、遊具・配置を考慮すること。
- (5) 安全性に関すること
  - ①安全な利用を確保する観点から、障害物や動線の混乱による衝突をなくすため、エリア毎の特性にも留意するなど、安全領域を十分確保すること。また、必要に応じて衝撃吸収性を有する素材を敷設すること。(具体的には、ウレタンマットやウレタンウォールなどの衝撃吸収材を床面や柱出隅等に設置すること。)
  - ②前述(2)～(4)に関しては事故発生を防止する観点から使用年齢等を考慮すること。
- (6) 維持管理に関すること
  - ①フリーの遊び場であることに配慮した遊具とすること。
  - ②維持管理がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易な遊具とすること。
  - ③遊具の素材は、使用期間が長寿命化するよう耐久性・耐食性に優れ、ライフサイクルコストを考慮したものとする。
  - ④遊具等について、日頃の清掃業務や感染症対策等を含むメンテナンス性や利用の安全性に考慮すること。
  - ⑤発注者に対して、提案遊具の使用に際し、使用方法などについて、丁寧な説明をすること。

#### 4 その他

- (1) 遊具等は契約後に発注者へ確認の上、最終決定すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定するものとする。